

クリスマスプレゼント



拙いながらも字を書くようになった息子（4歳）が、サンタクロースに手紙を書いて、ほしいプレゼントをリクエストしていました。

自分のプレゼントに関する手紙を書いたから数日経った後、こんどは息子が「妹（1歳半）の分もサンタさんにお手紙出す」と言いだしました。

私は、妹思いのやさしい子だなと感心しましたが、妻によれば「どうせ妹からプレゼントを取り上げて自分で遊ぶつもりだろう」とのことでした。

妹用のプレゼントで誰が遊ぶかはさておき、この時期は「おりこうさんにしてないとサンタさんこないよ!」というセリフが非常に有効で、いろいろはかどります。

控訴期限

判決に不服がある場合、判決を受け取ってから2週間以内であれば控訴をすることができます。

判決が12月の後半に設定されている場合、年末年始の期間中も控訴期限のカウントダウンは進行しますので、なんとか年内に控訴を済ませてしまうことが多いです。

なお、あえて判決の受取りを年明けにし、カウントダウンの起算点自体を後ろにずらす方法もあります。

マンションの組合費

マンションの組合費を滞納してしまうケースがあります。

組合費を滞納したままマンションを手放すことになると、新たな所有者が滞納組合費の支払義務を引き継ぐことになります。ですので、中古マンションの購入を検討している方は、売主が組合費を滞納していないかどうか注意する必要があります。

また、組合費を滞納すると、当然、マンションの管理組合から組合費の支払いを求めて訴訟を提起されてしまうこともあります。訴訟では、原則として訴訟提起時までに発生している滞納組合費までしか請求することができません。もっとも、強制執行をする際は、判決で取得した滞納組合費のほかに、訴訟後に新たに発生した滞納組合費も配当の対象に加えることができます。

ちょっとややこしいので、詳しく知りたい方はご連絡をいただければ丁寧に説明いたします。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設